第2章

本市の都市づくりの方向性

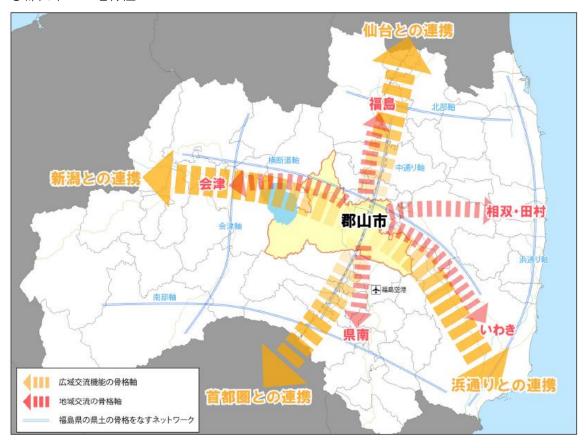
第2章 本市の都市づくりの方向性

2-1 本市の特長

本市は、福島県の中央に位置するとともに、首都圏と東北、さらには太平洋側と日本海側とを結ぶ広域的なネットワークの結節点となっています。

また、本市は、こうした地理的優位性や充実した交通網及び都市基盤が整っており、都市の利便性の高さからも、産業をはじめ、教育、文化、医療、流通業務等の都市機能が集積する福島県の中心拠点となっています。

●郡山市の立地特性



本市においては、福島県の経済県都として、人・モノ・カネ・情報が活発に交流する広域的な拠点性を高めていき、近隣の17市町村で構成する「こおりやま広域圏」においても、将来にわたる持続可能な地域づくりと知の結節点を展開できるよう、広域圏の中心都市として圏域全体の経済をけん引し、圏域住民の暮らしを支える役割が期待されています。

● 郡山インターチェンジ及び流通団地



● 郡山駅を中心に交差する鉄道網



● 上空から見た福島空港



2-2 今後の都市づくりの考え方

今後の都市づくりについては、都市としての役割や地域の特性など、都市全体の視点を 踏まえて策定された「郡山市都市計画マスタープラン」、「郡山市立地適正化計画」などに 記載されているとおり、以下の考え方が基本となります。

≪基本的な考え方≫

① こおりやま広域圏の中心市に相応しいまち

本市は、福島県の中央に位置する地理的優位性や充実した交通網及び都市基盤が整っており、近隣市町村を含むこおりやま広域圏全体の中心市としての役割が期待されています。このことから、本市は圏域全体の活力向上を図るため、広域圏を支える賑わいある拠点の形成及び中心市に相応しい魅力ある都市機能の集約・充実を図り、多様な人々の交流と活発な都市活動の創出を目指します。

② 地域特性を生かし都市と自然が調和したまち

本市は、豊かな自然環境に加え、広大な田園地域及び様々な都市機能が集積する市街地等、多様な地域を有する都市です。地域固有の伝統や文化、多様な暮らし方、ライフスタイルを尊重しつつ、それぞれの地域が交通や情報通信ネットワーク等を介し、交流・連携が図られる等、都市と自然が調和した持続的なまちの形成を目指します。

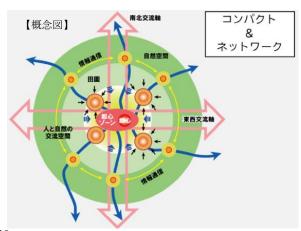
③ 安心して円滑に移動できる交通ネットワークが充実したまち

人口減少、少子高齢化が進行する中、地域活力を維持・向上させる持続可能なまちづくりを推進する上では、安全、安心に利用できる交通サービスの提供、さらには防災、情報通信等とのネットワーク環境の充実が重要となってきます。このため、居住や都市機能等の土地利用と連携し、地域の実情に合った効率的で利便性の高い公共交通サービスの提供や快適な利用環境の整備等について、市民、交通事業者、行政が連携し、誰もが円滑に移動できるまちの形成を目指します。



2-3 本市の将来都市構造

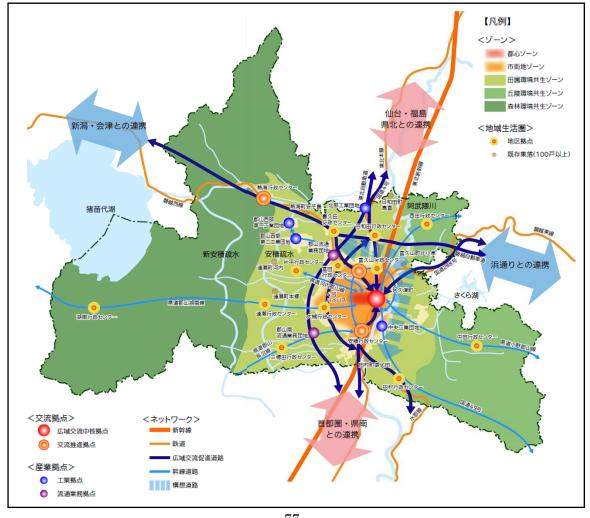
将来都市構造は、「郡山市都市計画マスタープラン」において定められている本市における都市形成の根幹の考え方となっています。



●将来都市構造(郡山市都市計画マスタープランより)

コンパクト&ネットワーク都市構造 郡山型

- ・コンパクト:空間的な密度を高める「まとまり」 ・ネットワーク:地域と地域の「つながり」
- ⇒ 豊かな自然環境・田園環境の維持・保全を図りながら、福島県の広域的な拠点として 生産性の高い産業活動や地域特性に応じた質の高い生活の展開を目指し、コンパクト で周辺環境と調和した都市の形成を図ります。
- ⇒ 具体的には、秩序ある土地利用を誘導するためのゾーンを定め、この上に多様な暮ら しを展開する生活圏を設定することとし、各生活圏内には拠点があり、必要な都市機能 を誘導するなど、躍動感ある都市づくりを推進します。
- ●将来都市構造図(郡山市都市計画マスタープランより)



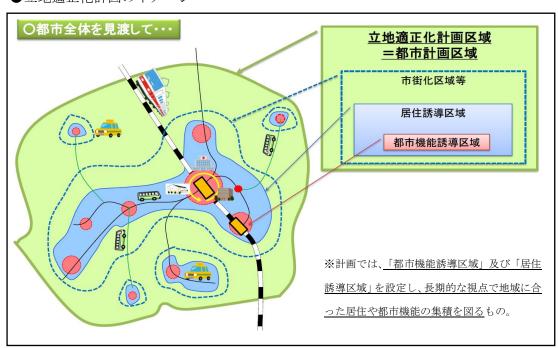
2-4 立地適正化計画に関して

(1) 立地適正化計画の概要

本市では、平成 26 (2014) 年の「都市再生特別措置法」の改正により創設された「立地適正化計画制度」に基づき、郡山市都市計画マスタープランとの調和のもと、「郡山市立地適正化計画」を平成 31 (2019) 年 3 月に作成し、また、近年の頻発・激甚化する自然災害に対して、防災・減災を主流にした安全・安心な社会づくりを進めるための令和 2 (2020) 年の「都市再生特別措置法」の改正を受け、防災指針の位置付けを加えた「郡山市立地適正化計画」の改定が、令和 3 (2021) 年 3 月に行われました。

立地適正化計画は、今後の人口減少、高齢化の進行等の中で、住宅や医療・福祉・商業施設等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通等により、これらの生活サービス施設にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指すための計画です。

●立地適正化計画のイメージ



【居住誘導区域】

(都市再生特別措置法第81条)

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口 密度を維持することにより、生活サービスやコミュ ニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区 域。

【想定される区域】

公共交通が利用しやすい地域など。

【都市機能誘導区域】

(都市再生特別措置法第81条)

医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域。

【想定される区域】

鉄道やバス等の公共交通、都市基盤等の既存ストック が充実した地域など。

(2) 郡山市立地適正化計画について

本市の立地適正化計画については、郡山市都市計画マスタープランに掲げた将来都市構造「郡山型 コンパクト&ネットワーク」のもとに都市の持続的発展に向け、より効率的、効果的に都市づくりを進めていくため、都市再生特別措置法第81条の規定に基づく「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」を以下のとおり、設定しています。

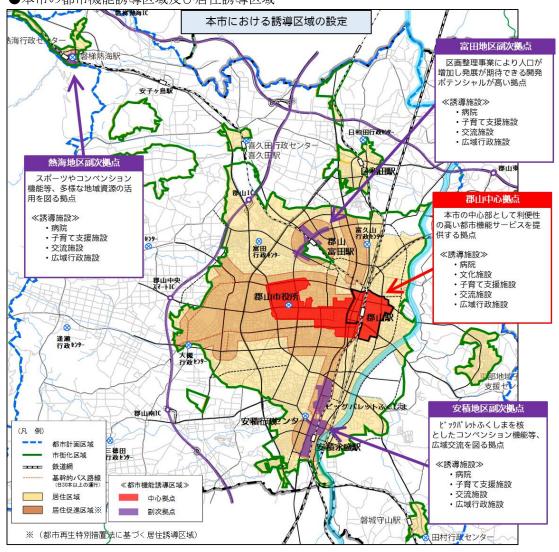
(都市機能誘導区域)

⇒ 上位計画との整合性、位置付け、都市の実情を踏まえながら、「1つの中心拠点」と「3つの副 次拠点」を設定し、主として「広域的な都市サービス施設」の誘導を図ります。

(居住誘導区域)

⇒ 上述の都市機能誘導区域を含む区域及びバスや鉄道等の基幹的公共交通路線の沿線区域を設定 し、暮らしやすい住環境の形成を図ります。

●本市の都市機能誘導区域及び居住誘導区域



◎ 国土交通省

都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉 <u> 商業等の都市機能の誘導と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確</u> 保·充実を推進。 0

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制

必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支

